

汎用手術台および下肢牽引装置、
整形外科用手術台 仕様書

令和 8 年 7 月 31 日

1. 構成

- 1) 汎用手術台（上肢台 1 台付 2 個、必要に応じて延長サイドレール 1 台付 1 個装備可能であること） 2 台
- 2) 下肢牽引装置 1 台
- 3) 整形外科用手術台（関節鏡手術用ポジショニングシステム） 1 台
※当院既存機を使用できる場合は不要

2. 仕様

【汎用手術台】

商品は以下の要件を満たすこと

- 1) テーブルトップの全長は 1,950mm 以上であること。
- 2) テーブルトップの幅はサイドレールを除き 500mm 以上であること。
- 3) 本体昇降の最低位はクッションを除き 595mm 以下であること。
- 4) 本体昇降の最高位はクッションを除き 1,000mm 以上であること。
- 5) 本体縦転角度は頭上方 25 度以上、下方 25 度以上の操作ができること。
- 6) 本体横転角度は右上方 20 度以上、左上方 20 度以上の操作ができること。
- 7) 背板屈折角度は上方 75 度以上、下方 40 度以上の操作ができること。
- 8) 枕板屈折角度は上方 30 度以上、下方 90 度以上の操作ができること。
- 9) 脚板は開閉脚用の関節を 1 つ以上有していること。
- 1 0) 脚板は第一関節が左右 50 度以上操作ができること。
- 1 1) 脚板屈折角度は下方 90 度以上の操作ができること。
- 1 2) テーブルトップスライド範囲は、スライド中央位置より頭側 220mm 以上、脚側 250mm 以上であること。
- 1 3) 本体昇降、縦転、横転、背板屈折、スライドの動作は電動油圧で制御されていること。
- 1 4) 手術台本体は油圧制御によるアジャスター方式またはブレーキ方式等、固定（ロック）および解除ができること。
- 1 5) 手術台本体は手動操作時においてもアジャスター方式またはブレーキ方式等、固定（ロック）および解除ができること。
- 1 6) 縦転、横転、背板を水平位にする水平復帰機構が装備されていること。
- 1 7) 本体には主操作系が使用できない場合に備え、補助的に操作可能なスイッチが装備されていること。

- 1 8) 操作部に誤作動を防止するスイッチが装備されていること。
- 1 9) 異常発生時用の緊急停止スイッチが装備されていること。
- 2 0) 手術台はバッテリーを搭載されていること。
- 2 1) 耐荷重は **225kg** 以上であること。
- 2 2) カセットレールを装備している、または格納枠が装備可能であること。
- 2 3) 別売りの下肢牽引装置を取り付けて使用できること。

【下肢牽引装置】

商品は以下の要件を満たすこと

- 1) 手術台本体フレームまたはサイドレールに直接装着が可能であること。
- 2) 第一アームは水平に **230 度**以上開閉できること。
- 3) 第二アームは水平に **340 度**以上開閉できること。
- 4) 伸縮または展開アームは **376.5mm** 以上伸びること。
- 5) 牽引ハンドルまたは牽引器は **153mm** 以上牽引できること。
- 6) 骨盤部は可動域を有する骨盤受、または幅広ベッケンに左右の股間支柱を装着できる構造であること。
- 7) 別売のカートに収納できること。

【整形外科用手術台（関節鏡手術用ポジショニングシステム）】

商品は以下の要件を満たすこと

- 1) 手術台に着脱可能なビーチチェアポジショナーであること。
- 2) 手術台に対し、左右にスライド可能なこと。
- 3) 背もたれの肩部位にあたるショルダーパットは左右にスライドが可能であり、肩を広範囲で露出可能であること。
- 4) ボールジョイントによりヘッドレスト部が任意の位置に固定できること。
- 5) リフトシステムを利用することにより、患者を任意の角度で固定できること。
- 6) ミズホ製・マッケ製・タケウチ製・**TAKARA** 製ベッドに取り付けが可能であること。
- 7) **SPIDER・SPIDER2** が取り付け可能であること。

8) ドレープが患者様の顔に直接触れないようにするためのアクセサリーがあること。

9) 患者がビーチチェアから滑り落ちないようにするためのアクセサリーがあること。

10) 専用カートがあること。

3. その他

1) 落札業者により納品が行われ、本稼働に至るまでに追加で費用が必要となった場合は落札業者が負担すること。

2) 保証期間は設置後1年とし、1年以内に通常の使用方法により、故障や不具合があった場合は受注者が無償で修理又は再設置をおこなうこと。ただし使用者の過失や故意または天災等による故障は除くものとする。

3) 搬入出の際は、清潔区域等に十分注意すること。手術部及び手術室内に入る際には現状の清潔管理状態を損なわないようにすること。

4) 納入の際は、正常に作動することを確認し、セットアップ等必要な初期設定と、発注者に使用方法の説明を行うこと。

5) 梱包材等の廃棄物は受注者において引き取ること。

6) 作業実施に必要な工具や消耗品は運搬も含め受注者の負担とすること。

7) 機器や工具類の搬入出、据付工事については、本院の診療業務に支障をきたさないよう、本院の職員と協議の上、その指示に従うこと。

納入場所と日時については、事前に担当者と打ち合わせすること。

8) 導入時の構成としては導入後に消耗品を含めすぐ使用の出来る構成とすること。

9) 障害時における復旧の為、本院から通報を受けてから現場で速やかに対応できる体制であること。

10) 操作マニュアルは、各装置について日本語版の操作マニュアルを提出すること。

11) 設置上、関係機関への申請が必要な装置については、必要書類を納入後速やかに提出すること。

12) 機器構成については、当院手術室の了解を得ている機器構成であること。

13) 仕様に定めのない事項については協議の上決定すること。

14) 納期については、令和9年1月29日までとすること。